

### 3-1. 登録再生利用事業者制度の活用促進について

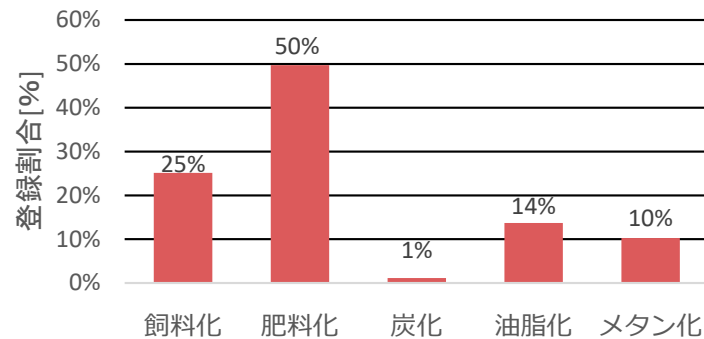
前回合同会合資料

- ✓ **登録件数は横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が7割以上を占める。**
- ✓ **飼料化・肥料化に取り組む登録再生利用事業者は、小売業・外食産業も含めた複数の業種の食品関連事業者等から食品循環資源を受け入れ、再生利用等実施率の向上にも貢献している。**

#### ■ 登録再生利用事業者の登録件数

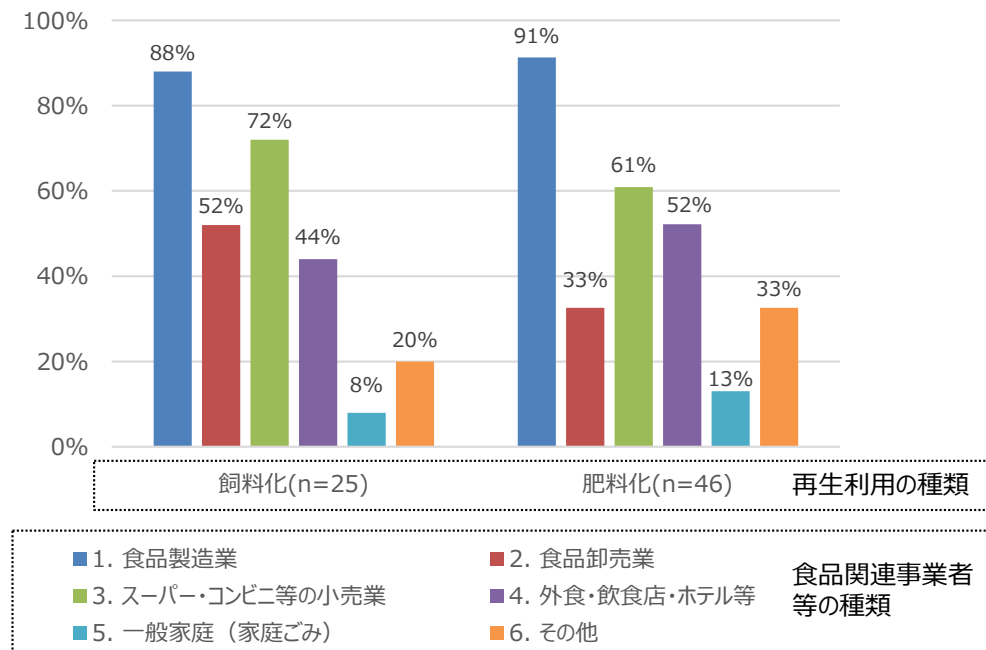


#### ■ 再生利用事業の種類



※再生利用事業の種類は、一つの事業者が複数の事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数（計175）と登録再生利用事業者の登録件数（計153）は一致しない。

#### ■ 登録再生利用事業者における再生利用の種類と取引のある食品関連事業者等の種類 (登録再生利用事業者アンケート調査結果（クロス集計）)



#### ■ 登録再生利用事業者アンケート調査の概要

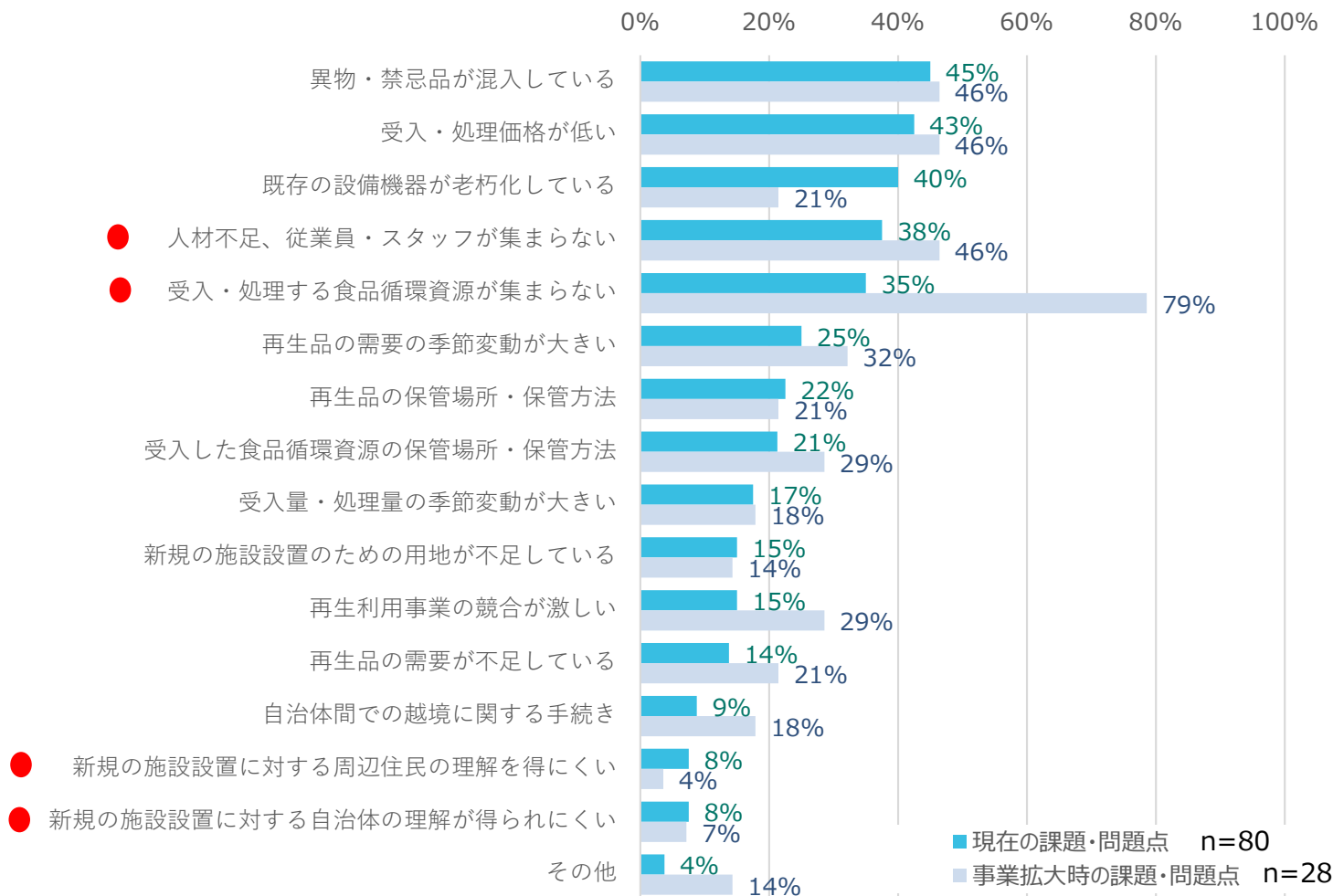
- ・調査方法：郵送にて調査票を配布、郵送またはメールで回答
- ・調査期間：令和6年5月～6月
- ・回収状況：80件（調査対象153件のうち52%）（※6月24日時点）

➡ **登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、優良事例の見える化とその横展開等、制度の更なる活用方策についてご審議いただきたい。**

## 3-2. アンケート結果：現在及び事業拡大時の再生利用事業の課題・問題点

- ✓ 登録再生利用事業者に対してアンケートを実施。再生利用事業の課題・問題点について、“現在の課題・問題点”は「異物・禁忌品の混入」が最も多く45%、「受入・処理価格が低い」が43%、「既存設備機器の老朽化」が40%、「人材不足」が38%、「食品循環資源が集まらない」が35%と続く。
- ✓ “事業拡大時の課題・問題点”は「食品循環資源が集まらない」が最も多く79%、次いで「異物・禁忌品の混入」「受入・処理価格が低い」「人材不足」がそれぞれ46%と続く。

■ 再生利用事業の課題・問題点（現在、事業拡大時）（複数回答）



● :登録再生利用事業者制度等に関する認知度向上が必要な課題

「その他」の具体的な回答例

■ 再生利用事業の現在の課題・問題点

- ・ 自治体の事業系ごみ処理手数料との価格差
- ・ SDGsにより各企業で発生抑制が浸透し始め減少傾向
- ・ 副資材の確保が困難（木質バイオマス原料の需要増）

■ 再生利用事業の事業拡大時の課題・問題点

- ・ 食品リサイクルの競合
- ・ 登録再生利用事業者制度の付加価値のPR不足、ネーミングが分かりにくい
- ・ 自治体のごみ処理手数料が安価、リサイクルされない
- ・ 電気代とガス代が値上げによる利益圧迫

### 3-3. 登録再生利用事業者制度の活用促進について

- ✓ 登録再生利用事業者数を確保するため、再生利用事業の抱える課題から、制度等の改善点を検討し改善策を順次実施していく。
- ✓ 再生利用事業者に対する働きかけに加え、関連する事業者等と連携しながら、食品循環資源の再生利用を包括的に支援していく。

#### 登録再生利用事業者へのアンケート等から得られた再生利用事業の主な課題と改善の方向性

- |                                                                                    |   |                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 再生利用に関する必要性・重要性や登録再生利用事業者制度に関する認知度が低い<br>(人材不足、食品循環資源が集まらない、周辺自治体・住民の理解が得られにくい) | ➡ | ・再生利用を推進する先行エリアを順次拡大させ、地域脱炭素ロードマップに位置付けられている食品廃棄ゼロエリアの展開を強化した上で、再生利用に関する必要性・重要性を地方公共団体や業界団体等に対して普及啓発し、制度の認知度についても向上させる。<br>・再生利用に着実に取り組む登録事業者に関する優良事例の整理・見える化を行い、横展開を図る。 |
| 2. 食品循環資源に異物・禁忌品が混入している                                                            | ➡ | ・事前分別の必要性・重要性等について、食品関連事業者等に対して普及啓発を行う。                                                                                                                                  |
| 3. 受入処理価格が低い                                                                       | ➡ | ・食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい、とされており、自治体の処理料金について、上記を踏まえた価格を設定するための周知を継続的に行う。                                                                     |
| 4. 食品循環資源が集まらない                                                                    | ➡ | ・再生利用事業者以外の手近な焼却埋立を行う業者に食品廃棄物等が集まりやすい状況にある背景や理由などを分析した上で、改善策を検討し順次実施。また、食品循環資源量の拡大に向けて、食品関連事業者等に対して再生利用の意義や優良事例等に関する周知・説明等を行う。                                           |
| 5. 再生品の需要が不足している                                                                   | ➡ | ・食品循環資源由来の再生品の活用を推進するため、肥料の原料供給事業者、製造事業者、利用者の連携づくり、また、エコフィードに係る優良事例の紹介や講習会の開催などの施策を引き続き推進する。                                                                             |
| 6. 登録申請審査が効率的に行われていない                                                              | ➡ | ・食品リサイクルの手引き（仮）等を活用した普及啓発を行い、登録再生利用事業者制度の手続きに関して周知を推進。<br>・登録申請審査を効率的に進めるため、登録事業者等からのヒアリング等を行い、具体的な改善ポイントを特定した上で、手続きやその運用を改善。                                            |

### 3. 飼料化の事例：株式会社日本フードエコロジーセンター（神奈川県相模原市）

- 関東近郊の**180以上の食品関連事業者**（食品製造業、卸・小売・外食等）より、食品循環資源を受け入れ。**1日最大49トン**を処理し、豚用の**液状飼料**を製造。
- 液状飼料は「エコフィード」として認証を取得し、高付加価値の豚肉生産を目指している。
- 令和6年3月末現在、**再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定を2件**受けている。

#### 取組の概要

食品リサイクル・ループは、SDGsの「12.持続可能な消費と生産」、「17.パートナーシップ」そのものです！



契約養豚生産者と協力して付加価値のある豚肉を生産し、食品関連事業者で販売

#### ■ (株)いなげやほかによる再生利用事業計画<sup>2</sup>

- ・(株)いなげやの小売店舗より食品循環資源（232トン/年）を受け入れ、エコフィード飼料を製造（348トン/年）。
- ・食品循環資源の収集運搬業者は、日本フードエコロジーセンターへの荷卸しにおいて、廃棄物処理法特例を利用。

#### ■ エコフィード認証<sup>3</sup>



（一社）日本科学飼料協会が、一定の基準（食品循環資源の利用率や栄養成分等）を満たす食品循環資源利用の飼料を認定。

### 3. 肥料化の事例：株式会社アイル・クリーンテック（埼玉県大里郡寄居町）

- スーパー・コンビニ等の小売業を中心に、食品製造業、卸・外食等も含めた食品循環資源を受け入れ、**1日30トン**を処理し、**肥料を製造**。
- 食品循環資源の属性や処理状況に係る自動管理システムを導入し、**生産者の要望に応じた5種類の堆肥を提供**。
- 令和6年3月末現在、**再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定を1件**受けている。

#### 取組の概要



#### ■ ユニー(株)ほかによる再生利用事業計画

- ・ユニー(株)の小売店舗より食品循環資源（140トン/年）を受け入れ、肥料を製造（20.6トン/年）<sup>2</sup>。

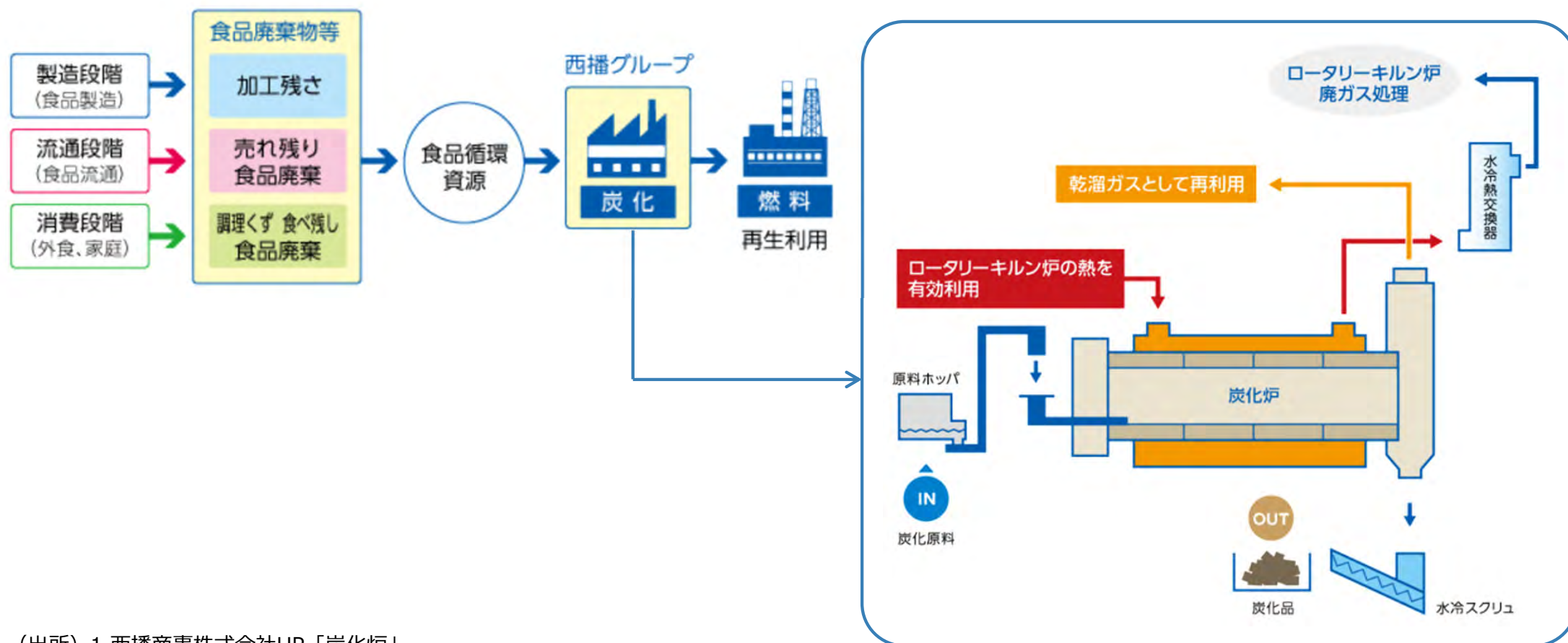


（出所）1 株式会社アイル・クリーンテックHP「パレット式自動管理システム」、2 農林水産省「食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定実例（肥料化を行う事業計画）」（p.6）、3 株式会社アイル・クリーンテック「食品リサイクル事業で排出事業者と農業生産者から信頼を得るポイント」  
※左図は出所1、右図は出所3より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

### 3. 炭化の事例：西播商事株式会社（兵庫県姫路市）

- 食品製造業やスーパー・コンビニ等より、加工残さや売れ残り食品廃棄等を受け入れ、**1日最大5トン**を炭化。受け入れ規模は、食品製造業、スーパー・コンビニ等で半数ずつ。
- 炭化炉にて400～500℃程度の低酸素雰囲気中で熱分解し、**燃料炭を製造**。自社の焼却炉にて発生する廃熱を有効利用し、さらに、炭化炉で使用した余剰エネルギーは再び焼却炉へ循環させるなど、**自社の焼却炉と連携**している。

#### 取組の概要



（出所）1 西播商事株式会社HP「炭化炉」

※取組の概要図は出所1より転載（一部、加筆）。その他は、事業者ヒアリングより作成。

### 3. 油脂化・油脂製品化の事例：吉岡製油有限公司（埼玉県入間市）

- 埼玉県及びその周辺地域の食品製造業やスーパー・コンビニ・飲食店等より、使用済み食用油を受け入れ。自社工場にて1日最大45トン进行处理し、飼料用油脂、燃料用油脂、工業加工用油脂を製造。
- 製造時の絞り残さについても、肥料原料等に活用されている。

#### 取組の概要



※登録再生利用事業者としては、廃食油を回収し、再生利用する取組について申請。  
食品製造業からは産業廃棄物、スーパー・コンビニ・飲食店等からは有価物として廃食油を回収。

(出所) 1 吉岡製油有限公司HP「事業紹介」

※取組の概要図は出所1より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

### 3. メタン化の事例：株式会社ナチュラルエナジージャパン（秋田県秋田市）

- 卸・小売・外食等から期限切れ食品や調理残さ、食品製造業から動植物性残さを受け入れ、1日最大50トン进行处理。高速メタン発酵にてバイオガスに再生利用した後、電気エネルギーとして活用。
- 発電電力は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、電力会社へ売電している。年間発電量は、最大523万kWh（標準世帯の約1,750世帯分）。

#### 取組の概要



※発酵液を固液分離後、固形分については堆肥資材として、大豆農家等にて、農家利用される。

#### ■受け入れ可能な食品循環資源の種類

- ・秋田市内の卸・小売・外食等から排出される食品循環資源（調理くずや食べ残し、消費期限切れ商品など）
  - ・全国の食品製造業から排出される食品循環資源（動植物性残さ、食品由来の廃酸・廃アルカリ）
- 秋田県外からの受け入れ時は、県との事前協議の対象となる。

（出所）1 株式会社ナチュラルエナジージャパンHP「事業内容」

※取組の概要図は出所1より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

- ✓ 食品関連事業者がそれ以下となるよう努めることとする食品廃棄物等の**基準発生原単位**は、発生抑制の実施率が低い企業の底上げを図るため、**7割の事業者が満たす目安として設定**。
- ✓ 各事業者の取組状況の公表についても、発生原単位や再生利用等実施率を一覧にして公表しているだけで、**その成果を比較することが困難**。



上記の現状を踏まえ、令和7年度以降に農林水産省で以下を検討予定

- 食品廃棄物等の発生抑制強化に向けて、省エネ法に基づく**ベンチマーク制度を参考にクラス分け制度の仕組みを検討**。  
⇒ ベンチマーク制度とは、食品関連事業者の発生抑制等の取組状況を業種共通の指標を用いて評価し、各事業者が目標（目指すべき水準）の達成を目指し、発生抑制等の取組を進めるもの。また、クラスに応じたメリハリのある対応が可能。
- （ 目的： ① 食品関連事業者の取組に対する努力を適正に評価・公表する  
② 業種全体で統一された指標に基づき、客観的な比較を可能とし、誰もがわかる成果とする ）
- 取組が進んでいる企業の活動が外部から適正に見える化できるようにするとともに、食品関連事業者による食品ロス削減の取組の開示を一層推進するため、省エネ法を参考に**任意開示の統一フォーマットの検討**。

➡ **基本方針において、各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みや食品関連事業者による食品ロス削減の取組の開示を一層推進する方策について検討する必要性を明記することについてご審議いただきたい。**

## 判断基準省令等の改正について

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令))

食品ロス削減にとって重要な、3分の1ルールをはじめとする商慣習の見直しの促進などについては、政府方針が明確にされたが判断基準省令ではまだ反映されていない。

(新たに政府方針に定められたが、判断基準省令ではまだ反映されていない事項)

- 3分の1ルールを始めとする商慣習の見直し  
(厳しい納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化と延長、発注から納品までの期間の延長等)
- 食品ロス削減の取組(フードバンク等への寄附等)の開示促進

(参考) 判断基準省令(抜粋)

### (食品廃棄物等の発生の抑制)

第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。
- 二 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと。
- 三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと。
- 四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるための工夫を行うこと。
- 五 売れ残り、調理残さその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること。
- 六 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつては食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

2 略

### (情報の提供)

第十条 略

- 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

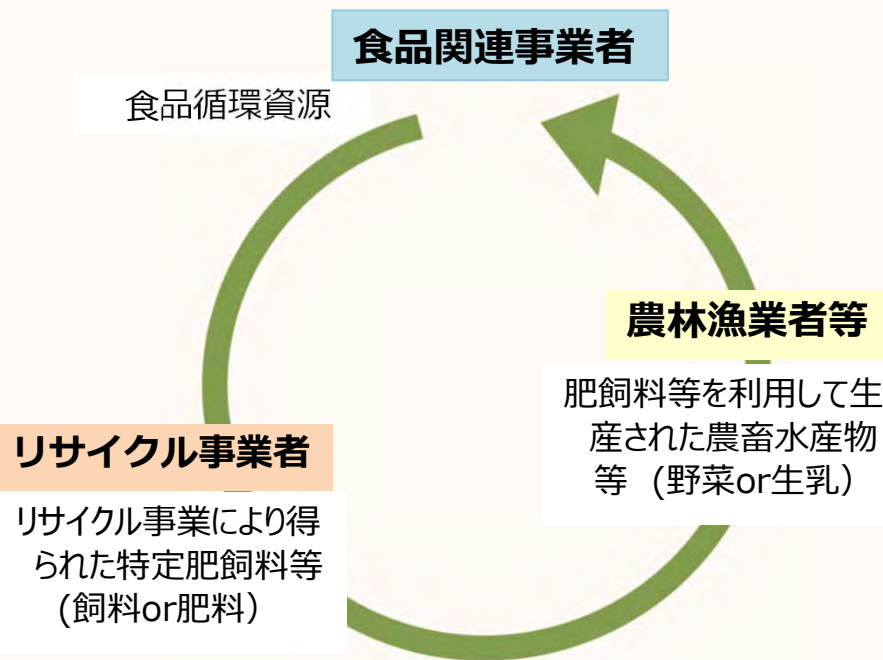


判断基準省令において、これらの内容を追加することについてご審議いただきたい。

## ⑦ 再生利用事業計画認定制度の拡大について（報告）

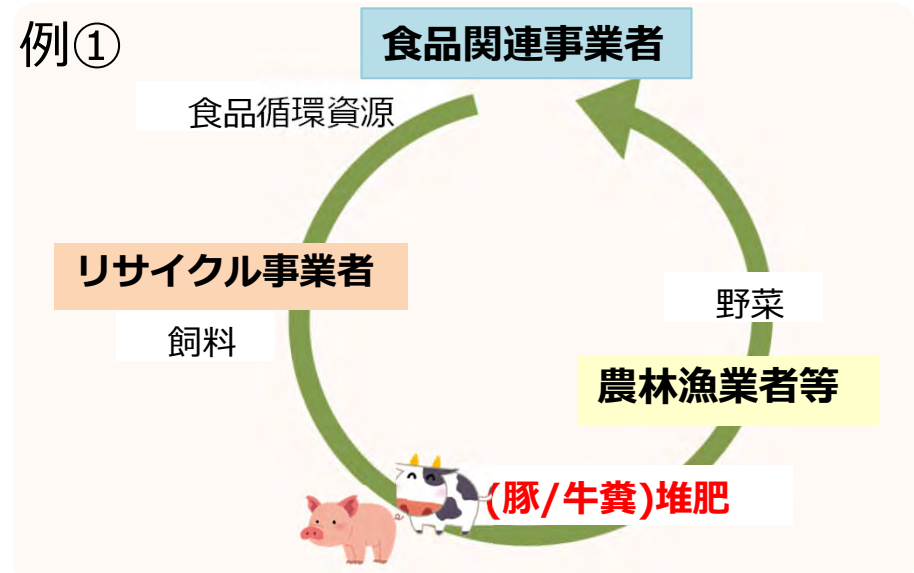
- 事業者から**特定肥飼料等**を利用して生産された飼料または肥料を更に利用した農畜水産物等を生産した場合においても認定制度の対象としてほしいという要望。
- 本要望は**関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用を確保するという制度の目的を満たす**ことからこのような場合も認定制度の対象とし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令」を改正する。

### 【（現行）リサイクルループ計画のイメージ】

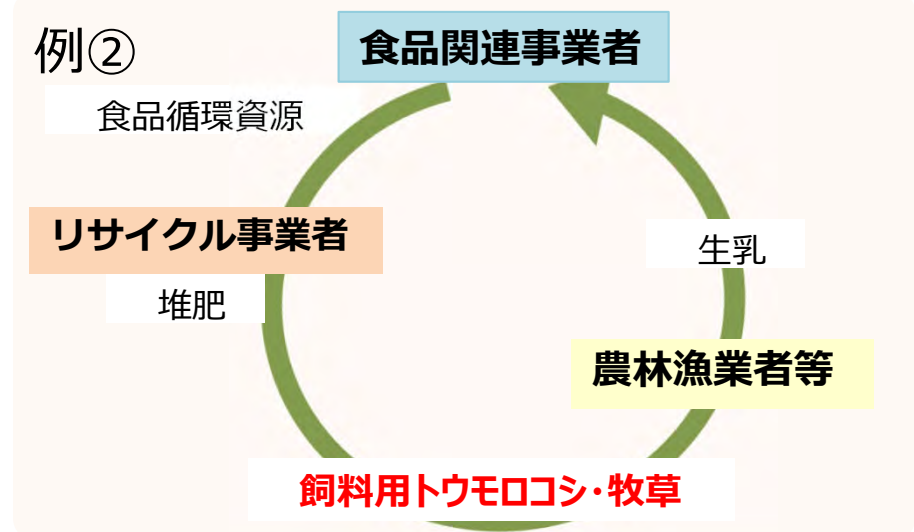


追加

### 例①



### 例②



- 食品リサイクル法第19条では  
食品関連事業者は、リサイクル事業者、農林漁業者等と共同して、
- ① リサイクル事業により得られた**特定肥飼料等**の利用
  - ② その肥飼料等を利用して生産された**特定農畜水産物等**の利用
- に関する計画（リサイクルループ計画）を作成し、認定を受けることができる仕組みを措置。

## (参考) 今後のスケジュール



| 時 期          | 事 項                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年9月17日    | 第29回食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び第27回中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会第27回合同会合（以下合同会合）<br>（食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等方向性まとめ）②                                                                    |
| 令和6年10月上中旬以降 | 第28回合同会合（合同会合報告書案）③<br><br>パブリックコメント（合同会合報告書案）<br><br>第29回合同会合（パブコメ報告、合同委員会報告書案提示）④<br><br>中央環境審議会循環型社会部会（合同会合報告書の諮問）<br><br>第30回合同会合（基本方針案及び判断基準省令改正案）⑤<br>パブリックコメント（基本方針案及び判断基準省令改正案） |
| 令和6年1月       | 第31回合同会合で審議（パブコメ報告、基本方針案及び判断基準省令最終案提示）⑥<br><br>食料・農業・農村政策審議会食料産業部会（食料・農業・農村政策審議会答申）<br>中央環境審議会循環型社会部会（中央環境審議会答申）                                                                        |
| 令和7年3月       | 省令の改正・告示の制定・公布（告示）                                                                                                                                                                      |

## 参考資料



令和6年9月  
農林水産省・環境省

# 食品リサイクル法基本方針の改定の背景・経緯（R6年2月）



- 「規制改革実施計画」(R5.6.16閣議決定)及び「地方からの提案等に関する対応方針」(R4.12.20閣議決定)における食品リサイクル法関連項目について、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、「今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）」をR5.12.18に取りまとめ。
- 「今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）」のうち「基本方針におけるエネルギー利用の推進等の位置付け」に関して示された具体的対応（方向性）に即して、基本方針を改定し、以下の記述が追加された。

- ✓ 再生利用等の優先順位を維持した上で、エネルギー利用の推進も含めた**再生利用の推進がカーボンニュートラル実現の観点から重要であることを強調**

食料の多くを輸入に依存する我が国は、**気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等により、食料安全保障の強化が重要課題**となっており、**生産資材の国内資源への代替転換の推進に資する食品循環資源の再生利用等の取組**のより一層の促進が求められている。

二〇二〇年十月、政府は、**二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言**した。「地球温暖化対策計画」（令和三年十月二十二日閣議決定）では、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四十六パーセント削減する目標等を定め、その目標達成のための対策・施策の一つとして、**温室効果ガスの排出削減にも資する3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進**する旨が記述されており、**食品循環資源の再生利用等を通じて温室効果ガスの排出削減にも貢献することが求められている。**

# 循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～（抄）（令和6年8月2日閣議決定）

✓ 食品ロス削減・リサイクルに関する国の取組について以下のとおり方針を示された。

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）：基準発生原単位に基づき、食品廃棄物等の発生の抑制に取り組むとともに、基本方針に定められた再生利用等実施率等の目標を達成するため、**食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底と同時に食品循環資源の再生利用等の促進に取り組む。**

○ 食品ロスを削減した上でそれでも発生する食品循環資源については、**食品リサイクル法に基づき、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化が可能な限り実施されるよう、関係者の連携による取組を促進し、また、飼料化や肥料化等が困難な食品循環資源については、バイオガス発電、熱利用等によってエネルギー源として活用を図る。**なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。

○ 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの範囲内においては食品循環資源由来の肥飼料の確実な利用が見込まれることから、**リサイクル・ループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定に沿って円滑に行われるよう、必要な周知を行う。**

<対策のポイント>

事業系食品ロスの削減に向け、フードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等に取り組むほか、企業における食品廃棄物の発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施します。

<事業目標>

○ 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

**1. 食品ロス削減等推進事業** **224（134）百万円**

① 食品ロス削減発生抑制対策モデル支援事業  
見込み生産により食品ロスが発生しやすい日配品等について、フードサプライチェーン（食品の製造から販売まで）におけるビッグデータやAIの活用による需要予測の高度化等を支援します。  
また、外食産業における食品ロス（食べ残し）の発生抑制に向け、食事の持ち帰りに係る店舗と顧客の合意確認を手軽に行う取組（アプリ等の活用）等について、DXの活用等による店舗オペレーションやマニュアル化の実証等を支援します。

② 食品ロス削減展開支援事業  
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。

③ 未利用食品の供給体制構築支援事業  
食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、物流事業者等との連携により、食品企業が食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

**2. 食品ロス削減調査等委託事業** **36（6）百万円**

企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。

<事業の流れ>

国

補助（定額）

民間団体等（独法を含む）

補助（定額）

民間団体等（独法を含む）

（1. ③の事業）

委託・補助（定額）

民間団体等（独法を含む）

（上記以外の事業）

<事業イメージ>

**需要予測の高度化**

**未利用食品の供給体制の構築**

○ 飼料増産・安定供給対策のうち  
**国産飼料増産対策事業**

【令和7年度予算概算要求額 1,956（1,820）百万円の内数】

<対策のポイント>  
飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**地域計画に基づく地域一体となった飼料生産の推進、国産濃厚飼料及び青刈りとうもろこしの生産・利用の推進、飼料生産組織の人材確保・育成等**の取組を支援します。

<事業目標>  
○ 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 飼料産地づくりの推進事業  
全国推進協議会である「プラットフォーム」を構築し、シンポジウムの開催、アドバイザーの派遣、地域計画の優良事例の調査等により**地域計画に基づく飼料産地づくり**を支援します。

2. 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証  
① 国産濃厚飼料生産の推進  
子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の国内生産・利用を推進するための検討会や専門家による現地指導等を行う**生産技術実証・普及等**の取組を支援します。  
② 青刈りとうもろこしの生産技術実証  
コントラクター、TMRセンター、生産者等が、**青刈りとうもろこしの作付・収穫計画を作成**し、生産者集団等が、飼料作物の作付が行われていない土地で、新技術・新品種を用いた**青刈りとうもろこしの生産技術実証**を行う取組を支援します。

3. 飼料生産組織の体制強化等支援事業  
飼料生産組織の人材確保・育成や、人員・機械の有効活用を推進するため、オペレーター確保のための**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な技術資格の**取得**、人材育成のための**研修**、人員・機械の**有効活用状況調査**を支援します。

<事業の流れ>

<事業イメージ>

1. 飼料産地づくりの推進事業  

|         | 主な飼料作物        | 主な生産者       |
|---------|---------------|-------------|
| 水田      | 稲WCS、飼料用米     | 耕種農家        |
| 畑地化     | 牧草、青刈りとうもろこし等 | 耕種農家        |
| 畑       | 牧草、青刈りとうもろこし等 | 畜産農家 + 耕種農家 |
| 畑+耕作放棄地 |               |             |

2. 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証  
①国産濃厚飼料生産の推進  
  
②青刈りとうもろこしの生産技術実証

3. 飼料生産組織の体制強化等支援事業

<お問い合わせ先> 畜産局飼料課 (03-6744-7192)

# 肥料の国産化・安定供給

【令和7年度予算概算要求額 84 (34) 百万円】

## <対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査等を実施します。  
また、化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援します。

## <事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 国内肥料資源利用拡大対策事業

58 (8) 百万円

#### ① 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。

#### ② 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

ア ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。  
イ 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

#### ③ 肥料価格急騰対策に関する調査

国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。

#### ④ 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

ア 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。  
イ 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。



### 2. 肥料原料備蓄対策事業

26 (26) 百万円

主要な肥料原料の備蓄及びこれに必要な保管施設の整備を支援します。

## <事業の流れ>



## 肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大



肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大  
地力調査  
家畜排せつ物  
管理方法調査  
肥料価格等調査

## 肥料の過度な輸入依存の低減

【お問い合わせ先】(1)①②③、2の事業 農産局技術普及課 (03-6744-2182)  
(1)②ア、④アの事業 農業環境対策課 (03-3593-6495)  
(1)①、②、④イの事業 畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

# 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和7年度要求額 300百万円（152百万円）】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

## 2. 事業内容

### 1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

### 2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証  
（家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等）
- 食品ロスポータルサイトの拡充

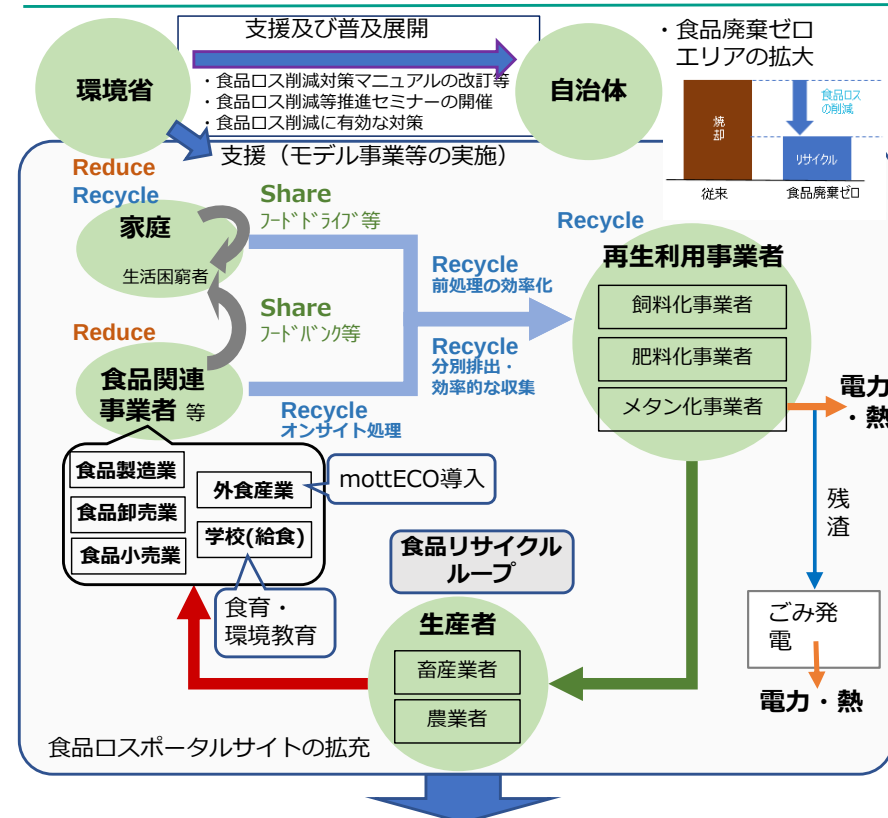
### 3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

## 3. 事業スキーム

- |       |          |
|-------|----------|
| ■事業形態 | 請負事業     |
| ■請負先  | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 平成19年度～  |

## 4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上